

青森県土木工事「共通仕様書」新旧対照表

旧条文(平成22年10月版)		新条文(平成23年10月版)		改定理由
章節条項	旧条文	章節条項	新条文	
第1編	共通編	第1編	共通編	
第1章	総則	第1章	総則	
第1節	総則	第1節	総則	
1-1-2	用語の定義	1-1-2	用語の定義	
18.	提示とは、監督職員が請負者に対し、または請負者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。	18.	提示とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。	検査時において、検査職員への提示もあるため追加。
		21.	連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	契約変更に関係がない事項については原則として書面化は不要とする。また、緊急時に監督職員へ知らせる場合も電話などで「連絡」のみとし書面化を不要とする。なお、工事途中及び工事完了後に判断事項の保存が必要な項目は、事後の「協議」や「指示」として、書面に残す。
		22.	納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。	
		23.	電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。	
21.	書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。	25.	書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。	受発注者の業務効率化
21.(1)	緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。		<削除>	連絡の定義追加により廃止
21.(2)	電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。		<削除>	協議は不要
		26.	工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。	
		27.	工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。	
		28.	工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。	
		29.	契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。	
		30.	工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。	
		31.	電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。	
		32.	工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。	
23.	立会とは、契約図書に示された項目において、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。	34.	立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	表現の適正化
1-1-14	設計図書の変更	1-1-14	設計図書の変更	
	設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、請負者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。		設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。	表現の統一
1-1-15	工期変更	1-1-15	工期変更	
2.	請負者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。	2.	受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	表現の統一

青森県土木工事「共通仕様書」新旧対照表

旧条文(平成22年10月版)		新条文(平成23年10月版)		改定理由
章節条項	旧条文	章節条項	新条文	
3.	請負者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出するものとする。	3.	受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	表現の統一
4.	請負者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出するものとする。	4.	受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	表現の統一
5.	請負者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。	5.	受注者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	表現の統一
1-1-23	施工管理	1-1-23	施工管理	
5.	請負者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ通知し、その対応方法等に関して協議するものとする。また、損傷が請負者の過失によるものと認められる場合、請負者自らの負担で原形に復元しなければならない。	5.	受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。	影響が生じた場合は、通知→協議と二段階で監督職員へ知らせる必要なく、直接協議とする。
7.	請負者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに監督職員および関係官公庁へ通知し、その指示を受けるものとする。	7.	受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。	監督職員及び関係機関への緊急の伝達は書面不要の「連絡」とし、「指示」を受ければよい。
8.	請負者は、出来形管理基準および品質管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時までに監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。	8.	受注者は、出来形管理基準および品質管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。	施工中に書面の所持を必要としないが、施工後の粗雑工事対応のために発注者の短期的な保管が必要。提出時期は「工事完成時」とする。
1-1-26	工事中の安全確保	1-1-26	工事中の安全確保	
13.	監督職員が、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、請負者を指名した場合には、請負者はこれに従うものとする。	13.	監督職員が、労働安全衛生法(平成18年6月2日改定 法律第50号)第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	通達文の変更
14.	請負者は、工事における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。	14.	受注者は、工事における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(平成18年6月改定 法律第50号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。	通達文の変更
15.	災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係機関に通知しなければならない。	15.	災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。	関係機関への伝達は用語の定義とは別の用語である「通報」とする。監督職員への緊急の伝達は書面不要の「連絡」とし、必要に応じて指示を受ければよい。
17.	請負者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に報告し、その処置については占有者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。	17.	受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。	監督職員及び関係機関への緊急の伝達は書面不要の「連絡」とし、用語の使い方の明確化のため、「立会」の使用を避ける。
18.	請負者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。	18.	受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。	関係機関への伝達は用語の定義とは別の用語である「通報」とする。監督職員への緊急の伝達は書面不要の「連絡」とし、必要に応じて指示を受ければよい。

青森県土木工事「共通仕様書」新旧対照表

旧条文(平成22年10月版)		新条文(平成23年10月版)		改定理由
章節条項	旧条文	章節条項	新条文	
1-1-29	事故報告書	1-1-29	事故報告書	
	請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、監督職員が指示する様式(工事事故報告書)で指示する期日までに、提出しなければならない。		受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事事故報告書を提出しなければならない。	監督職員への緊急の伝達は書面不要の「連絡」とし、必要に応じて指示を受ければよい。 提出様式表現の統一。
1-1-30	環境対策	1-1-30	環境対策	
2.	請負者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。	2.	受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。	監督職員への緊急の伝達は書面不要の「連絡」とし、必要に応じて指示を受ければよい。ただし、第三者との交渉状況は発注者として把握する必要があるため、書面による報告を求める。定義づけられた確認とは意味が違うため。
3.	監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、請負者に対して、請負者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、請負者は必要な資料を提示しなければならない。	3.	受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。	仕様書は基本的には受注者に求める事項であることから、主語を請負者に見直し。また、発注者が判断するために書面で所持する必要があることから「提出」へ見直し。
		7.	受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。	国官技第310号、国総施環第294号「特定特殊自動車に使用する燃料の原則化について(H22.3.17 大臣官房技術調査課長、総合政策局建設施工企画課長)による。
8.	請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(建設省告示、平成9年7月31日)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができるものとする。	8.	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。	通達文の変更
9.	請負者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年法律第100号「グリーン購入法」という。)」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計および提出の方法や、特定調達品目を使用するに際して必要となる設計図書の変更については、監督職員と協議するものとする。	9.	受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達に関する法律(平成15年7月改正 法律第119号「グリーン購入法」という。)」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計および提出の方法や、特定調達品目を使用するに際して必要となる設計図書の変更については、監督職員と協議するものとする。	通達文の変更
1-1-37	工事測量	1-1-37	工事測量	
1.	請負者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工事中多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員の指示を受けなければならない。なお、測量標(仮BM)及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また請負者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。	1.	受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標(仮BM)、工事中多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標(仮BM)及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。	設計図書と異なる状況を把握した場合は、監督職員が測量結果を確認して判断する必要があることから監督職員の所持が必要。
2.	請負者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に報告し、ただちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。	2.	受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。	損傷時の復元責任は受注者にあることから、監督職員の指示は不要。監督職員が把握するために書面の不要な連絡で十分。

青森県土木工事「共通仕様書」新旧対照表

旧条文(平成22年10月版)		新条文(平成23年10月版)		改定理由
章節条項	旧条文	章節条項	新条文	
3.	請負者は、用地幅杭、測量標(仮BM)、工事中多角点及び重要な工事中測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員に報告し指示に従わなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	3.	受注者は、用地幅杭、測量標(仮BM)、工事中多角点及び重要な工事中測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	設計図書と異なる状況を把握した場合は、直ちに設計図書に関して監督職員と協議する。
1-1-38	不可抗力による損害	1-1-38	不可抗力による損害	
1.	請負者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書により監督職員に報告するものとする。	1.	受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。	契約書と言葉の使い方を合わせる。「報告」→「通知」 損害に要した費用を受発注者どちらが負担するか監督業務として判断が必要であるため「通知」。
第2章	土工	第2章	土工	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	確認ではなく協議
	日本道路協会 道路土工要綱(平成22年8月)		日本道路協会 道路土工要綱(平成21年6月)	適用すべき諸基準との整合
	日本道路協会 道路土工一のり面工・斜面安定工指針(平成11年3月)		日本道路協会 道路土工一盛土工指針(平成22年4月) 日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針(平成21年6月)	適用すべき諸基準との整合
			土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法 設計・施工マニュアル(平成14年10月)	適用諸基準類の追加
			土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル(平成11年12月)	適用諸基準類の追加
第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工	
2-3-1	一般事項	2-3-1	一般事項	
2.	請負者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により監督職員に通知しなければならない。なお、確認のための資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時まで監督職員へ提出しなければならない。	2.	受注者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により監督職員の指示を受けなければならない。なお、確認のための資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	条件変更等については通知ではなく指示。 また、確認資料は提出ではなく提示。
2-3-2	掘削工	2-3-2	掘削工	
3.	請負者は、掘削工の施工中に、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、災害防止のための措置をとった後、速やかにその措置内容を監督職員に報告しなければならない。	3.	受注者は、掘削工の施工中に、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。	報告ではなく通知。
2-3-3	盛土工	2-3-3	盛土工	
6.	請負者は、盛土工の作業終了時または作業を中断する場合は、表面に3~5%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。	6.	請負者は、盛土工の作業終了時または作業を中断する場合は、表面に4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。	要綱の改正
2-3-4	盛土補強工	2-3-4	盛土補強工	
10.	請負者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づき、振動コンパクトや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	10.	受注者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づくとともに、壁面から1.0~1.5m程度の範囲では、振動コンパクトや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	要綱の改正

青森県土木工事「共通仕様書」新旧対照表

旧条文(平成22年10月版)		新条文(平成23年10月版)		改定理由
章節条項	旧条文	章節条項	新条文	
第3章	無筋・鉄筋コンクリート	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	
第3節	レディーミクストコンクリート	第3節	レディーミクストコンクリート	
3-3-2	工場の選定	3-3-2	工場の選定	
1.	請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証工場(改正工業標準化法(平成16年6月9日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定し、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条3、4項の規定によるものとする。	1.	受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。	JISマーク表示制度に係る改正に伴う改定
		(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定し、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。	JISマーク表示制度に係る改正に伴う改定
2.	請負者は、JISマーク表示認証工場で製造されJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比および呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。	(2)	JISマーク表示認証製品を製造している工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	JISマーク表示制度に係る改正に伴う改定
3.	請負者は、JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	2.	受注者は、第1編3-3-2第1項(1)により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備および保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 なお、第1編3-3-2第1項(1)により選定した工場が製造するJISマーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合は、受注者は配合試験に臨場し品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納入書またはバッチごとの計量記録を整備および保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示するものとする。	JISマーク表示制度に係る改正に伴う改定
4.	請負者は、JISマーク表示認証工場でない工場で製造されたレディーミクストコンクリート及びJISマーク表示認証工場であってもJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合に臨場し、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督職員の確認を得なければならない。	3.	受注者は、第1編3-3-2第1項(2)に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督職員へ提出しなければならない。また、バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備および保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	JISマーク表示制度に係る改正に伴う改定

青森県土木工事「共通仕様書」新旧対照表

旧条文(平成22年10月版)		新条文(平成23年10月版)		改定理由
章節条項	旧条文	章節条項	新条文	
3-3-3	配合	3-3-3	配合	
2.	請負者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表3-1の示方配合表を作成し、その資料により監督職員の確認を得なければならない。ただし、すでに使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、他工事(公共工事に限る)の配合表によることができるものとする。	2.	受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表3-1の示方配合表を作成し監督職員の確認を得なければならない。ただし、すでに他工事(公共工事に限る)において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事(公共工事に限る)の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。	
第6節	運搬・打設	第6節	運搬・打設	
3-6-4	打設	3-6-4	打設	
1.	請負者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとする。これ以外で施工する可能性がある場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。なお、この時間中、コンクリートを日光、風雨等に対し保護しなければならない。	1.	受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとする。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、この時間中、コンクリートを日光、風雨等に対し保護しなければならない。	承諾事項ではなく協議事項のため
3.	請負者は、1回の打設で完了するような小規模構造物を除いて1回(1日)のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。ただし、請負者は、これを変更する場合には、施工計画書に記載し、監督職員に提出しなければならない。	3.	受注者は、1回の打設で完了するような小規模構造物を除いて1回(1日)のコンクリート打設高さを施工計画書に記載しなければならない。また、受注者は、これを変更する場合には、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。	表現の変更
第2編	材料編	第2編	材料編	
第1章	一般事項	第1章	一般事項	
第1節	適用	第1節	適用	
	工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。なお、請負者が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書(以下「海外建設資材品質審査証明書」という。)を材料の品質を証明する資料とすることができる。ただし、監督職員が設計図書に関して承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。		工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督職員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。	「海外建設資材」「JIS製品以外の建設資材」の取り扱いを削除・移動し、適用範囲を明確にした。
	また、JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外のJISマーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を監督職員に提出するものとする。ただし、JIS認証外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出するものとする。		<削除・移動>	

青森県土木工事「共通仕様書」新旧対照表

旧条文(平成22年10月版)		新条文(平成23年10月版)		改定理由
章節条項	旧条文	章節条項	新条文	
第2節	工事材料の品質及び検査(確認を含む)	第2節	工事材料の品質	検査方法に関する規定ではないため。
1.	請負者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任において整備、保管し、検査時まで監督職員へ提出するとともに、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示しなければならない。	1.	受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。 なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等(以下、「JISマーク表示品」という)については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。	工事材料の品質資料は受注者が保管し、請求があった場合に提出することを原則とした。 JISマーク表示品については、製品認証により品質が保証されていることに鑑み、マークの確認も品質確認となるようにした。
3.	請負者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書で指示する方法により、試験を行わなければならない。	3.	受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書で指示する方法により、試験を実施しその結果を監督職員に提出しなければならない。 なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。	JISマーク表示品については製品認証により品質が保証されていることから試験は省略することとした。
4.	請負者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない。	4.	受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出しなければならない。 なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。	資料の提出時期を明確化 JISマーク表示品については製品認証により品質が保証されていることから見本や品質資料の提出は省略することとした。
5.	請負者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査(または確認)を受けなければならない。	5.	受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。	検査方法に関する規定ではないため修正。
6.	請負者は、表1-1の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、監督職員の確認を受けなければならない。		<削除>	旧条文の「表1-1」に示す工事材料を使用する場合には、別条項にて各々規定されていることから削除。
		6.	受注者は、第1節でいう同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書(以下「海外建設資材品質審査証明書」という。)を材料の品質を証明する資料とすることができる。 なお、JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外のJISマーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を監督職員に提出するものとする。また、JIS認証外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。	第1節から移動し、記述を見直し修正。
第3編	土木工事共通編	第3編	土木工事共通編	
第1章	総則	第1章	総則	
第1節	総則	第1節	総則	
1-1-4	現場技術員	1-1-4	現場技術員	
(1)	現場技術員が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。又、書類(計画書、報告書、データ、図面等)の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、現場技術員は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。	(1)	受注者は、現場技術員が監督職員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類(計画書、報告書、データ、図面等)の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。	表現の適正化。 現場技術員に関する記述は次項に移し、現3項と統合。
(2)	監督職員から請負者に対する指示または、通知等を現場技術員を通じて行うことがあるので、この際は監督職員から直接指示または、通知等があったものと同等である。	(2)	現場技術員は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督職員から受注者に対する指示または、通知等を現場技術員を通じて行うことがある。 また、受注者が監督職員に対して行う報告または通知は、現場技術員を通じて行うことができる。	2項、3項と4項の条文記述の見直し。

青森県土木工事「共通仕様書」新旧対照表

旧条文(平成22年10月版)		新条文(平成23年10月版)		改定理由
章節条項	旧条文	章節条項	新条文	
(3)	監督職員の指示により、請負者が監督職員に対して行う報告または通知は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。		<削除・移動>	現場技術員に関する記述を前項に統合。
1-1-12	提出書類	1-1-12	提出書類	
1.	請負者は、提出書類を工事請負契約関係の書式集等に基づいて、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。	1.	受注者は、提出書類を 通達、マニュアル及び様式集等 により作成し、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。	提出書類とは、監督職員へ提出する工事帳票の他、契約関係書類(現場代理人通知など)も含む。
第2章	一般施工	第2章	一般施工	
第3節	共通の工種	第3節	共通の工種	
2-3-13	ポストテンション桁製作工	2-3-13	ポストテンション桁製作工	
3.(6)	緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の抜き出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督職員に報告するとともに原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。	3.(6)	緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の抜き出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。	監督職員の状況把握が目的で、監督職員が状況把握後は、工事期間中報告書面を持っている必要性がないも
3.(8)	プレストレスの施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋編)19.8 PC鋼材工及び緊張工」(道路協会、平成14年3月)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備および保管し、 検査時まで に監督職員へ提出するとともに、監督職員の請求があった場合は 遅滞なく 提示しなければならない。	3.(8)	プレストレスの施工は、「道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋編)19.8 PC鋼材工及び緊張工」(道路協会、平成14年3月)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備および保管し、監督職員 または検査職員 から請求があった場合は 速やかに 提示しなければならない。	監督時、検査時に確認が出来ればよく、提出も納品も不要。
4.(4)	グラウトの施工に先立ち、ダクト内を水洗い等により洗浄を行うとともに、ダクトが閉塞していないことを確認する。	4.(4)	グラウト注入にあたっては、あらかじめダクト内に水をとおして洗浄し、十分に湿潤状態にしておく。	
2-3-23	現場継手工	2-3-23	現場継手工	
7.(1)	締付け確認をボルト締め付け後速やかに行い、その記録を整備および保管し、 検査時まで に監督職員に提出するとともに、監督職員の請求があった場合は 遅滞なく 提示しなければならない。	7.(1)	締付け確認をボルト締め付け後速やかに行い、その記録を整備および保管し、監督職員 または検査職員 から請求があった場合は 速やかに 提示しなければならない。	監督時、検査時に確認が出来ればよく、提出も納品も不要。
2-3-24	伸縮装置工	2-3-24	伸縮装置工	
1.	請負者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定し、 監督職員に報告 しなければならない。	1.	受注者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定すること。また、 監督職員または検査職員 から請求があった場合は 速やかに 提示しなければならない。	監督時の原本確認のみとし、請負業者からの説明が必要なもの。
2-3-28	プレキャストカルバート工	2-3-28	プレキャストカルバート工	
3.	請負者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、「道路土工カルバート工指針 4-2-2(2)敷設工」(日本道路協会、平成11年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3.	受注者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、「道路土工カルバート工指針 7-2(2)敷設工」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準との整合
第4節	基礎工	第4節	基礎工	
2-4-4	既製杭工	2-4-4	既製杭工	
21.(3)	請負者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接に従事する 溶接工の資格証明書の写し を監督職員に提出しなければならない。また、溶接工は資格証明書を常携し、監督職員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。	21.(3)	鋼管杭及びH鋼杭の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督職員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。なお、受注者は、 溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載 しなければならない。	監督上は常備する必要がなく、必要に応じて資格証明の提示を求めればよい。なお、安衛法61条には「資格を証する書面を携帯していなければならない」とされている。
2-4-9	鋼管矢板基礎工	2-4-9	鋼管矢板基礎工	
11.(3)	請負者は、鋼管矢板の溶接に従事する 溶接工の資格証明書の写し を監督職員に提出しなければならない。また溶接工は資格証明書を常携し、監督職員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。	11.(3)	鋼管矢板の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督職員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。なお、受注者は、 溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載 しなければならない。	監督上は常備する必要がなく、必要に応じて資格証明の提示を求めればよい。なお、安衛法61条には「資格を証する書面を携帯していなければならない」とされている。

青森県土木工事「共通仕様書」新旧対照表

旧条文(平成22年10月版)		新条文(平成23年10月版)		改定理由
章節条項	旧条文	章節条項	新条文	
第5節	石・ブロック積(張)工	第5節	石・ブロック積(張)工	
2-5-4	緑化ブロック工	2-5-4	緑化ブロック工	
4.	請負者は、工事完了引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完了引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、請負者はその原因を調査し監督職員に報告するとともに、再度施工し、施工結果を監督職員に報告しなければならない。	4.	受注者は、工事完了引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完成引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、受注者の負担において再度施工しなければならない。	のり面工・植生工、道路植栽工と整合
第6節	一般舗装工	第6節	一般舗装工	
2-6-3	アスファルト舗装の材料	2-6-3	アスファルト舗装の材料	
		2.	受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書(認定証、混合物総括表)の写しを監督職員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。	材料編の「工事材料の品質」の条文改定に伴う追加。
2-6-5	舗装準備工	2-6-5	舗装準備工	
2.	請負者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って上層路盤面または基層面の異常を発見したときは、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	2.	受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って上層路盤面または基層面の異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	異常発見時には協議の前段で直ちに連絡することとする。
2-6-6	橋面防水工	2-6-6	橋面防水工	
5.	請負者は、橋面防水工の施工において、床版面に滞水箇所を発見したときは、監督職員に報告し、排水設備の設置などについて、設計図書に関して監督職員の指示に従わなければならない。	5.	受注者は、橋面防水工の施工において、床版面に滞水箇所を発見したときは、速やかに監督職員に連絡し、排水設備の設置などについて、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	2-6-5と整合
2-6-7	アスファルト舗装工	2-6-7	アスファルト舗装工	
1.(2)	請負者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1.(2)	受注者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	承諾ではなく協議
4.(2)	請負者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督職員の確認を得なければならない。ただし、これまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または、定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができるものとする。	4.(2)	受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または、定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。	配合設計により決まったものについては承諾
2-6-14	ブロック舗装工	2-6-14	ブロック舗装工	
4.	ブロック舗装工の施工については、「舗装施工便覧第9章9-4-8インターロッキングブロック舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の施工の規定、視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第4章施工の規定によるものとする。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。	4.	ブロック舗装工の施工については、「舗装施工便覧第9章9-4-8インターロッキングブロック舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の施工の規定、視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第4章施工(日本道路協会、昭和60年9月)の規定による。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	疑義を確認するためには、資料を提出しなければならないため、協議
2-6-16	舗装打換え工	2-6-16	舗装打換え工	
2.(3)	交通解放時の舗装表面の温度は、監督職員の指示による場合を除き、50℃以下としなければならない。	2.(3)	受注者は、監督職員の指示による場合を除き、舗装表面温度が50℃以下になってから交通開放を行わなければならない。	表現方法の統一
第8節	工場製品輸送工	第8節	工場製品輸送工	
2-8-1	一般事項	2-8-1	一般事項	
2.	請負者は、輸送に着手する前に第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画への記載内容に加えて、輸送計画に関する事項を記載し、監督職員に提出しなければならない。	2.	受注者は、輸送計画に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。	施工計画書への記載に統一

青森県土木工事「共通仕様書」新旧対照表

旧条文(平成22年10月版)		新条文(平成23年10月版)		改定理由
章節条項	旧条文	章節条項	新条文	
第12節	工場製作工(共通)	第12節	工場製作工(共通)	
2-12-2	材料	2-12-2	材料	
1.	請負者は、鋼材の材料については、立会による材料確認を行わなければならない。 なお、検査については代表的な鋼板の現物照合とし、それ以外はミルシート等帳票による員数照合、数値確認とし下記によるものとする。	1.	受注者は、鋼材の材料について、第2編第1章一般事項の規定により材料確認を行わなければならない。 なお、確認にあたり鋼材にJISマーク表示のないもの(JISマーク表示認証を受けていないもの、JISマーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む)については下記によるものとする。	第2編の材料の検査方法と同一方法で実施。
(1)	代表的な鋼板を下記の規格グループ毎に原則1枚(ロットによっては最高2枚まで)を現物立会による目視及びリングマーク照合のうえ、機械試験立会のみを実施することとし、全ての寸法その他の数値についてはミルシート等による確認とする。 (規格グループ) 第一グループ:SS400、SM400A、SM400B、SM400C(以上4規格) 第二グループ:SM490A、SM490B、SM490C、SM490YA、SM490YB、SM520B、SM520C(以上7規格) 第三グループ:SM570Q(以上1規格)	(1)	鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、寸法確認によるものとする。なお、ミルシート等とは、鋼材の購入条件によりミルシートの原本が得られない場合のミルシートの写しも含むものとするが、この場合その写しが当該鋼材と整合していることを保証するものの氏名、捺印及び日付がついているものに限る。	材料確認を効率化するため、JISマーク表示のない材料であってもミルシートが発行されており材料とミルシートの照合が可能な材料については、ミルシートの確認をもって品質確認とすることにした。
(2)	代表的な鋼板以外は、ミルシート等による員数照合、数値確認とする。	(2)	鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なものうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認を行うものとする。なお、機械試験の対象とする材料の選定については監督職員と協議するものとする。	ミルシート等品質証明資料との照合が不可能な鋼材については、工事の品質を確保する観点から主要構造部材に使用されるものに限り機械試験による品質確認を行うこととした。
(3)	立会による材料確認結果を監督職員に提出するものとする。	(3)	上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認を行うものとする。	ミルシート等品質証明資料との照合が不可能な鋼材については、員数・外観の確認のみでやむを得ない。
		2.	受注者は、鋼材の材料のうち、主要構造部材に使用される鋼材の品質が記されたミルシートについて、工事完成時に提出するものとする。	ミルシートはJIS等において製造者(製鋼メーカー)のミルシート保管義務はないことから、粗雑工事対応等に必要データとして発注者(管理者)が所持しておく必要があるため。
6.(1)	請負者は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また請負者は、設計図書に特に明示されていない場合は、工事着手前に色見本により監督職員の確認を得なければならない。	7.(1)	受注者は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また受注者は、設計図書に特に明示されていない場合は、工事着手前に色見本により監督職員の承諾を得なければならない。	設計図書に明示されていないものは、適合を確かめることは出来ないため。
第13節	橋梁架設工	第13節	橋梁架設工	
2-13-2	地組工	2-13-2	地組工	
2.(2)	組立て中に損傷があった場合、速やかに監督職員に報告し、取り替え、または補修等の処置を講じるものとする。	2.(2)	組立て中に損傷があった場合、速やかに監督職員に連絡し、取り替え、または補修等の処置を講じるものとする。	迅速な状況把握のための報告
2.(3)	本締めに先立って、橋の形状が設計に適合するかどうかを確認し、その結果を監督職員に提出するものとする。	2.(3)	受注者は本締めに先立って、橋の形状が設計に適合することを確認しなければならない。	自主管理の原則
第14節	法面工	第14節	法面工	
2-14-2	植生工	2-14-2	植生工	
1.	種子散布は、ポンプを用いて基盤材(木質繊維ファイバー)等を厚さ1cm未満に散布するものとする。客土吹付は、ポンプまたはモルタルガンを用いて客土(黒ボク等)を厚さ1~3cmに吹付けるものとする。植生基材吹付工は、ポンプまたはモルタルガンを用いて植生基材(土、木質繊維等)、有機基材(バーク堆肥、ピートモス等)等を厚さ1~10cmに吹付けるものとする。	1.	種子散布は、主にトラック搭載型のハイドロシーダーと呼ばれる吹付機械を使用して、多量の用水を加えた低粘度スラリー状の材料を厚さ1cm未満に散布するものとする。客土吹付は、主にポンプを用いて高粘度スラリー状の材料を厚さ1~3cmに吹付けるものとする。植生基材吹付工は、ポンプまたはモルタルガンを用いて植生基材(土、木質繊維等)、有機基材(バーク堆肥、ピートモス等)等を厚さ3~10cmに吹付けるものとする。	適用すべき諸基準との整合
3.	請負者は、肥料が設計図書に示されていない場合は、使用植物の育成特性、土壌特性、肥効期間等を考慮して決定し、品質規格証明書を照合した上で、監督職員の確認を受けなければならない。	3.	受注者は、肥料が設計図書に示されていない場合は、使用植物の育成特性、土壌特性、肥効期間等を考慮して決定し、品質規格証明書を照合した上で、監督職員に承諾を得なければならない。	確認ではなく承諾

